

熊本県公報

第 1 1 6 9 7 号
平成 20 年 5 月 23 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 道路区域の変更……………(道路保全課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)……………(") 2
- 「介護サービス情報の公表」指定調査機関の事務所所在地の変更……………(") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 3
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………(") 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(") 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(") 3

公 告

- 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 4
- 県営土地改良事業計画の決定……………(") 4
- 土地改良事業施行の同意……………(") 4
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 4
- "……………(") 4
- 土地改良事業施行の同意……………(農村計画・技術管理課) 5
- 電算処理業務委託に係る契約の相手方の決定……………(情報企画課) 5
- 肥料登録……………(農業技術課) 5
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託落札者決定……………(市町村総室) 5
- 換地処分……………(農村整備課) 6
- 平成 20 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許有効期間更新……………(自然保護課) 6

登 載 依 頼

- 平成 20 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 1 回会議の開催……………(選挙管理委員会) 8

告 示

熊本県告示第 504 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所弥生 玉名市岱明町野口下河原 1146 番地 12	特定非営利活動法人長寿会	平成 20 年 5 月 14 日

熊本県告示第 505 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町 6109 番 1 地先から	前	5.5 ～ 20.0	163.4	単橋改
		同所 6070 番 1 地先まで	後	10.3 ～ 37.6		
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字木場 418 番 1 地先から	前	3.4 ～ 5.0	116.0	単道改
		同町楠甫字岩崎 546 番 1 地先まで	後	5.2 ～ 21.3		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 5 月 23 日

熊本県告示第 506 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

[訪問介護]

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有明ケアサポート 荒尾介護ステーション 荒尾市下井手 1199 番地 14	有限会社有明ケアサポート	平成 20 年 6 月 1 日
有明ケアサポート 玉名介護ステーション 玉名市岱明町下前原 607 番地	有限会社有明ケアサポート	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第 507 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

[介護予防訪問介護]

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有明ケアサポート 荒尾介護ステーション 荒尾市下井手 1199 番地 14	有限会社有明ケアサポート	平成 20 年 6 月 1 日
有明ケアサポート 玉名介護ステーション 玉名市岱明町下前原 607 番地	有限会社有明ケアサポート	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第 508 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 4 第 2 項の規定による変更、届出があったので、同施行令第 37 条の 4 第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	変更事項	変更前の内容	変更後の内容	指定年月日
NPO 法人 九州評価機構	住所及び調査事務所を行 う事務所の所在地	熊本県熊本市上通町 3 番 19 号	熊本県熊本市上通町 3 番 15 号	平成 20 年 4 月 22 日

熊本県告示第 509 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
オー・エム・エス 下益城郡美里町中小路 897 番地	有限会社オー・エム・エス	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第 510 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
訪問介護草佳苑 菊池市深川 400	医療法人牧念人会 菊池市深川 400 牧 曜子	平成 20 年 6 月 1 日	4311200069	居宅介護

熊本県告示第 511 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ツツミ薬局ヘルパーステーション 阿蘇郡高森町大字高森 2151 番地 1 (ツツミ薬局内)	株式会社パスファインダー 熊本市水前寺 3 丁目 11 番 8 号 堤 峰子	平成 20 年 2 月 24 日	4311330015	居宅介護及び重度訪問介護

熊本県告示第 512 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
南関町訪問介護事業所 玉名郡南関町大字小原 1405 番地	社会福祉法人南関町社会福祉協議会 玉名郡南関町大字小原 1405 番地 上田 数吉	平成 20 年 6 月 1 日	4311130050	居宅介護

熊本県告示第 513 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日

社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会 指定生活介護事業所ひまわり 生活介護	主たる事務所の所 在地	荒尾市荒尾 283 番地	荒尾市下井手 193 番地 1	平成 20 年 4 月 1 日
---	----------------	-----------------	--------------------	--------------------

公 告**熊本県公告第 371 号**

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区理事長田中博文から平成 20 年 4 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 5 月 14 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 372 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営大久保地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大久保地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 5 月 26 日から平成 20 年 6 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
多良木町役場

熊本県公告第 373 号

平成 20 年 1 月 25 日付けで山都町長 甲斐利幸から協議のあった椛山地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 20 年 5 月 14 日付けで同意したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 7 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 374 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字松ヶ浦 1020 番 8 の一部、同 1027 番 4 の一部及び同 1027 番 22 の一部
912.88 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区同心二丁目 10 番 17 号
平井精密工業株式会社

熊本県公告第 375 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市杉字吉原 850 番、同 853 番、同 854 番、同 855 番 1、同 855 番 2、同 856 番、同 857 番、同 864 番 1、同 864 番 2、里道及び水路
6,463.60 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山鹿市杉 1110
オムロンリレーアンドデバイス株式会社

熊本県公告第 376 号

平成 20 年 1 月 28 日付けで宇城市長阿曾田清から協議のあった南山崎地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 20 年 5 月 15 日付けで同意したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 7 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 377 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 41 業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 20 年 3 月 28 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号
- 5 契約金額
97,650,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,650,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。

熊本県公告第 378 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	登録した 年月日
熊本県肥第 1422 号	混合有機質 肥料	NK-MX	窒素全量 ：3.0 りん酸全量 ：3.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり。	エーザイ生科研 株式会社 東京都文京区本 郷 4 丁目 8 番 13 号	平成 20 年 5 月 15 日
熊本県肥第 1423 号	混合有機質 肥料	NK-MNP	窒素全量 ：2.0 りん酸全量 ：4.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり。	エーザイ生科研 株式会社 東京都文京区本 郷 4 丁目 8 番 13 号	平成 20 年 5 月 15 日

熊本県公告第 379 号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務

委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村総室行政班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 20 年 3 月 24 日
- 4 契約の相手方の氏名及び所在地
財団法人地方自治情報センター
東京都千代田区一番町 25
- 5 契約に係る契約金額
83,015,736 円（うち消費税及び地方消費税の額 3,953,130 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号の規定による。

熊本県公告第 380 号

県営苓北二期地区（下鶴工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 381 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条、第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 20 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 受験資格
熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。
 - (1) 20 歳に満たない者
 - (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
 - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）
 - (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - (6) 同法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者
- 2 試験等の内容
 - (1) 狩猟免許試験内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに猟具・鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみに適性試験及び技能試験を実施する。
 - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習
 - ア 狩猟に関する適性検査内容
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習内容
法及び法施行令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。
- 3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表 1 のとおり
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表 2 のとおり
- 4 申請手続
 - (1) 申請書類の請求先
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部自然保護課又は社団法人熊本県猟友会とする。
 - (2) 申請書類の提出先
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 第 1 回の狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地在熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - (イ) 第 2 回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - イ 狩猟免許有効期間更新
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地在熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
ただし、平成 20 年 9 月 6 日実施の狩猟免許有効期間更新のための適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
 - (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験又は適性検査及び講習の実施日の 10 日前までに必着のこと。
 - (4) 提出書類等
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 狩猟免許申請書 1 部
 - (イ) 写真（申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの） 1 部
 - (ウ) 1 の（2）から（4）までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書 1 部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）
 - (エ) 80 円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部
 - イ 狩猟免許有効期間更新
狩猟免許有効期間更新申請書 1 部
※ 以下狩猟免許試験の提出書類に同じ。
 - (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
熊本県手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
ア 狩猟免許申請手数料 5,300 円。ただし、既に網猟、わな猟、第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあっては、4,000 円
イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900 円
- 5 試験等当日の携行品
 - (1) 受験票
 - (2) 筆記用具
- 6 その他
 - (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
 - (2) 不明の点は、熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び場所

(1) 第 1 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 20 年 6 月 29 日（日）	熊本県の各総合庁舎会議室又は熊本県庁会議室
適性・技能試験	平成 20 年 7 月 12 日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	平成 20 年 7 月 13 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室
	平成 20 年 7 月 14 日（月）	熊本県天草総合庁舎大会議室

(2) 第 2 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 20 年 8 月 3 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室
適性・技能試験	平成 20 年 8 月 17 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

別表 2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査並びに講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成 20 年 7 月 5 日 (土)	熊本県上益城総合庁舎 3 階大会議室 熊本県芦北総合庁舎大会議室
平成 20 年 7 月 6 日 (日)	熊本県立大学 熊本県菊池総合庁舎大会議室 熊本県天草総合庁舎大会議室
平成 20 年 7 月 7 日 (月)	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成 20 年 7 月 12 日 (土)	熊本県阿蘇総合庁舎 2 階大会議室
平成 20 年 7 月 26 日 (土)	熊本県宇城総合庁舎 3 階大会議室
平成 20 年 7 月 27 日 (日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室 熊本県八代総合庁舎 5 階大会議室 熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成 20 年 8 月 24 日 (日)	熊本県玉名総合庁舎大会議室
平成 20 年 9 月 6 日 (土)	熊本県立大学

登 載 依 頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第 1 号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成 20 年 5 月 23 日

熊本県明るい選挙推進協議会

会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時
平成 20 年 6 月 2 日 (月) 午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2 階 リハーサル室
- 3 議題
(1) 平成 19 年度下半期の事業実施状況報告について
(2) 平成 20 年度明るい選挙推進事業計画について
(3) 熊本県知事選挙等の啓発事業実施報告について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県選挙管理委員会 (熊本県総務部市町村総室選挙班)
(電話 096-333-2104 (ダイヤルイン))